



御披露

国税庁長官表彰
九頭見義雄(会長 池上)
東京都主税局長表彰
徳永 洋昭(副会長 理容)
都税事務所長感謝状
曾根 幸(理事 大森西)

◎(一社)大森青色申告会会長表彰
中田 芳雄(幹事 大森西)
生田 和代(幹事 大森西)
山崎 栄一(幹事 大森西)
鈴木 心(幹事 入新井)

◎大森税務署長感謝状
田中 節子(幹事 入新井)

◎大森税務署長表彰
吉田登志夫(理事 大森西)
伊沢千重子(幹事 池上)

平成二十七年十一月十九日(木)午後三時三十分より朗峰会館に於いて、大森税務署・大森税務六団体の共催による平成二十七年納税表彰式が執り行われた。当会からは永年道義の高揚に貢献され、かつ当会の発展に寄与された次の方々が表彰された。

(敬称略・順不同)

平成二十七年納税表彰式挙行される

大森税務署長表彰受表彰者



吉田登志夫



伊沢千重子

大森税務署長感謝状受表彰者



田中 節子

(一社)大森青色申告会
会長表彰受表彰者



中田 芳雄



生田 和代



山崎 栄一



鈴木 心

受表彰の皆様
おめでとうございました。

新年賀詞交歓会のご案内

期 日 平成28年1月28日(木)
時 間 午後5時15分 ※午後5時受付開始
会 場 大田文化の森 第3集会室
会 費 3,000円
当日会場でお支払い下さい 申込は事務局まで!

事務局から重要なお願い

12月初旬に「決算確定申告相談のご案内」を郵送にて発送しております。12月10日前後になってもお手元に届いていない場合には、お手数ですが事務局までご連絡ください。また、予約指導の日程、減価償却計算表など決算・確定申告期には欠かせないものばかりです。必ず内容をご確認くださいませようお願いいたします。



第4回役員研修会開催のご案内

日時：12月14日(月) 午後4時～
場所：大森青色申告会
内容：決算書・申告書・様式変更と書き方について
申込：3771-8859【予約制】
〆切：12月9日(水)
定員：20名

土地の譲渡にかかる書類、株の譲渡にかかる書類や「特定口座年間取引 報告書」などを持参した会員の指導について

☆事前指導を受け
譲渡所得の内訳書または株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成済み、またはご自身で作成済みの会員の場合には

↓
確定申告書第3表の作成まで行います。
ご自身にて作成済みの場合でのチェックは致しかねますのでご了承ください
赤字の繰り越しのみの場合も同様です

☆事前指導を受けず
譲渡所得の内訳書または株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書が作成できていない場合には

↓
B申告書の入力を行い 2表(控除の面)を
出力し税務署での指導を受けていただきます

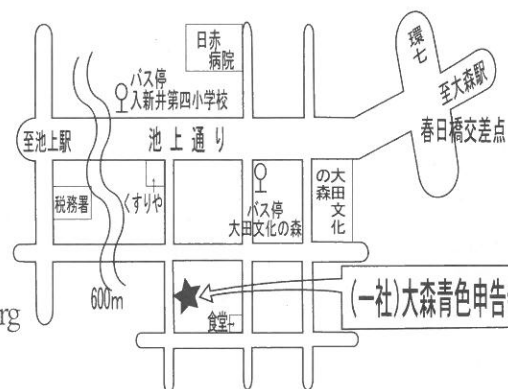
年末年始の業務のご案内

年末は 平成27年12月28日(月)
午前12時まで
年始は 平成28年1月7日(木)
午前9時から



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03(3771)8859
FAX: 03(3773)6388
URL: <http://www.oomori-aioro.org>
Eメール: aioro-o@nifty.com



無料法律相談日

十二月十日(木)
十二月二十四日(木)
予約制
午後二時から
申込順で30分位

《小規模企業共済相談室からのお知らせ》

共済相談室はこれから繁忙期に突入し、徐々に入呼件数が増加していきます。共済相談室のお電話が繋がりにくくなります。そこで、ホームページを利用した便利な問合せ方法をご紹介します。

手順は中小機構ホームページ (<http://www.smrj.go.jp/>) の「共済制度」のページから「加入を検討のお客様」「ご契約者様」のいずれかをご選択いただくと、各種手続き方法や手続き書類のお取り寄せができます。

例えば、こんなことができます！

- よくある問合せと回答を見ることができます。「小規模企業共済・倒産防止共済」
- 確定申告に使用する掛金払込証明書の再発行を依頼できます。(住所変更がない場合のみ。「小規模企業共済」)
- 共済金等の試算表(概算額)を取り寄せることができます。「小規模企業共済」
- 住所変更など、各種手続きに必要な書類を取り寄せることができます。「小規模企業共済」ご利用下さい！



▶ 都税事務所からのお知らせ

東京青色傷害保険はけがが原因の通院や入院等を補償する保険です。月額1000円の掛金で国内・海外でも、工作中や日常生活中でも、地震・天災・火事によるけがでも、交通事故によるけがでも、通院も入院も1日目から補償します。確定申告期間中には青色共済と青色傷害保険のキャンペーンを行っていますので是非ご加入ください。



東京青色傷害保険
〜キャンペーン編〜

◆◆◆◆ 平成27年分年末調整個別相談会のご案内 ◆◆◆◆

12月は、専従者・従業員等の給与所得者の年末調整を行う時期です。年内は、12月14日(月)～25日(金)まで、年明けは、1月7日(木)から20日(水)まで、申告会事務局におきまして、年末調整個別相談会を実施いたします。その際は、下記の資料を忘れずにご持参ください。

お出かけ前チェックリスト			
1	一人別徴収簿 (1月～12月までの給与額を記入してきてください。)	5	税務署から送付された納付書
2	扶養控除等申告書 (専従者・従業員の方に扶養している方がいる場合は、扶養されている方の名前を記入してきてください。)	6	区役所から送付された総括表
3	各種控除証明書 (国民年金・国民年金基金・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・生命保険・個人年金・地震保険・小規模企業共済掛金等)	7	印鑑(認印で結構です。)
4	前期分(1月～6月)の納付書の控え	8	事業主の身分証明書

※専従者給与とは、生計を一にする配偶者その他の親族の方に支払う給料です。
 ※従業員給与とは、上記以外の方に支払う給料です。(パート・アルバイトを含む。)
 ※住民税の納付形態には以下の2種類があります。
 ①特別徴収・・・事業主さんが専従者、従業員等の住民税を預かり納付します。(原則の方法)
 ②普通徴収・・・給与をもらっている本人が、直接、住民税を納付します。

▶ 都税事務所からのお知らせ

マイナンバーの利用開始について

平成28年1月から東京都主税局でもマイナンバーの取扱いを開始します！



○ マイナンバー利用開始へ向けての主税局の情報セキュリティ対策について

主税局では、マイナンバー制度の導入にあたり、情報セキュリティ関連の規定を見直し、個人番号の厳格な取扱いを盛り込む準備を進めています。個人番号の取扱いについては、研修等で職員に周知を徹底していきます。
 また、税務システムは外部ネットワークと切り離しており、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)がネットワークを通じて外部に流出することがないように対策しています。
 なお、個人番号をシステムで取り扱う際に作成が必要な特定個人情報保護評価書は、東京都主税局のホームページでご覧いただけます。
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/jisshi/hyouka.html>



○ マイナンバー制度をかたる不審な問合せにご注意ください！

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。また、主税局から都民の皆さまにマイナンバー制度に関連して現金の振り込みを求めことはありません。

